

横浜市中央職業訓練校の移転について(報告)

令和6年4月、横浜市中央職業訓練校(中区山下町)の事務室等を、横浜市技能文化会館(中区万代町)に移転します。

1 横浜市中央職業訓練校 施設概要

昭和45年、横浜市中区山下町249番地に設置。

昭和57年、横浜市中区山下町253番地に職能開発総合センターを建設、移転(地上7階、延床面積3,112.75㎡)。

2 移転予定日

令和6年4月1日

3 移転先

横浜市技能文化会館3階(約200㎡)

4 横浜市技能文化会館 施設概要

昭和61年、横浜市中区万代町2丁目4番地7に設置(地上8階・地下1階、延床面積6,057.27㎡)。

5 移転の目的及び効果

(1) 移転の目的

中央職業訓練校は、訓練科目の大半を外部に委託し、訓練校施設内で実施してきましたが、このたび、全ての委託訓練について、委託先事業者が用意した施設内で実施することとなり、職能開発総合センターの大部分が余剰床となる見込みです。

公共施設の計画的かつ効果的な保全や更新等の推進、公共施設の適正化等を図ることを目的に、令和4年12月に策定・公表された「横浜市公共施設等総合管理計画」で、職能開発総合センター及び技能文化会館について「機能類似施設との統合や連携を検討すること」とされています。移転により公共施設の適正化を図るとともに、技能文化会館について、技能職振興をはじめ、就労支援、勤労者福祉の推進を図る拠点施設として、更なる機能強化を図ります。

(2) 移転の効果

施設管理費等を年間で約1,100万円削減できる見込みです。

6 移転後の職能開発総合センターの管理等

移転後も、職業訓練で使用していた設備・備品が残ること、健康福祉局が区分所有する建物2階で、障害者の方向けの就労継続支援事業が実施されることから、施設管理を継続する必要があります。そのため、設備・備品の整理・処分が終わるまでは、経済局が建物全体の管理を行います。

なお、職能開発総合センターの後利用については、庁内他部署による利用や民間への貸付などを含め、今後検討を進めてまいります。

【参考1】横浜市中央職業訓練校の訓練科目（4分野・8科目）

| 分野 | 訓練科目（訓練期間） |
|------------|---|
| 一般事務分野 | パソコン実務科（2か月間）、OA 経理科（初級）（3か月間）、 OA 経理科（中級）（3か月間） |
| 介護・医療分野 | 介護総合科（3か月間）、医療・介護事務 OA 科（3か月間）、 医療・調剤事務 OA 科（3か月間） |
| Web デザイン分野 | IT・Web プログラミング科（3か月間） |
| ものづくり分野 | 機械 CAD 科（6か月間） |

※機械 CAD 科は本市直営。その他の科は委託により実施。

【参考2】関係法令等（抜粋）

● 職業能力開発促進法

（公共職業能力開発施設）

第十六条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。

2 前項に定めるもののほか、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。

3 公共職業能力開発施設の位置、名称その他運営について必要な事項は、国が設置する公共職業能力開発施設については厚生労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設については条例で定める。

● 横浜市中央職業訓練校条例

（設置）

第1条 職業能力開発促進法第16条第2項の規定に基づき、職業能力開発校として、横浜市中央職業訓練校を横浜市中区に設置する。

● 横浜市技能文化会館条例

（設置）

第1条 技能職の振興、雇用による就業の機会の確保並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るため、横浜市技能文化会館（以下「技能文化会館」という。）を横浜市中区に設置する。

● 横浜市公共施設等総合管理計画

第6章 主な公共建築物の適正化方針

職業開発総合センター

将来人口推計のほか、生産性向上や労働移動円滑化に向けた職業訓練の重要性の高まりなどを踏まえて将来ニーズを推測する一方、効率性向上に向けた運営方法の見直しや機能が類似している他施設との統合や連携も検討し、施設運営及び施設規模の最適化を図ります。

技能文化会館

将来人口推計などから施設利用者数や稼働率などの将来ニーズを推測し、施設更新等の機会を捉え、規模の適正化を図ります。併せて機能が類似している他施設との統合や連携を検討します。また、利用者負担の適正化や、運営手法等についても検討します。